



『思いやりの心』あふれる

さいたま市を目指して！

さいたま市

ユニバーサルデザイン推進基本指針



さいたま市



目 次



第1章	策定の趣旨	1
1	目的	1
2	位置づけ	2
第2章	ユニバーサルデザインとは	3
1	ユニバーサルデザイン7原則	3
2	バリアフリーとユニバーサルデザイン	4
3	身近なユニバーサルデザインについて	5
第3章	指針の基本的な考え方	6
1	基本理念	6
2	5つの基本方針	7
3	4つの『プラス・ハート』	9
第4章	基本方針に基づいた市の取組	12
1	職員の『思いやりの心』を育む	12
2	すべての人にやさしいまちをつくる	13
3	適切な情報・サービスを提供する	15
4	職員みんなで取り組む	17
5	市民・事業者に広く伝える	18
第5章	今後の進め方	19
1	庁内推進体制	19
2	社会全体への普及・定着	20
	参考資料	21

第1章 策定の趣旨

1 目的

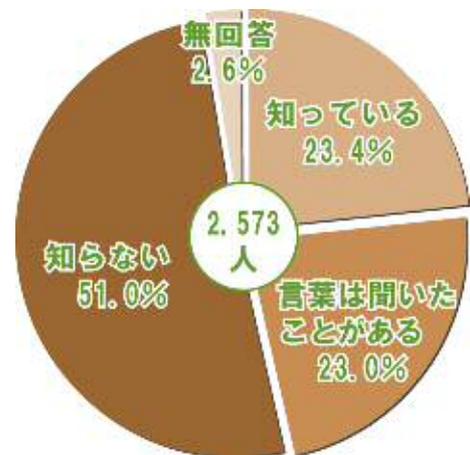
本市では、年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、一人ひとりがその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていきける社会を形成していくため、さいたま市総合振興計画にユニバーサルデザインの都市づくりの推進を位置づけ、福祉や都市・交通の分野では「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」や「さいたま市バリアフリー基本構想」に基づき、バリアフリーやユニバーサルデザインの各種取組を市・市民・事業者の連携協力の下、実施してまいりました。

にもかかわらず、右図のようにまだ市民の認知度は、必ずしも高いとは言えず、また、近年の少子高齢化や国際化が急速に進展する状況においては、福祉や都市・交通の分野に限らず、あらゆる分野でユニバーサルデザインの考え方に基づいた取組を進めていくことが必要です。

そこで、分野横断的にユニバーサルデザインの基本的な考え方や取り組むべき方向性などを整理し、市が率先して実践し、発信することにより、市民・事業者の皆様にも広く知っていただき、社会全体で更なるユニバーサルデザインの都市づくりに取り組んでいくため、本指針を策定しました。

現在、平成25年12月に策定された「さいたま市総合振興計画後期基本計画」の各分野において、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた様々な施策が展開されています。

市民のユニバーサルデザイン認知度



平成19年度 市民意識調査より

ユニバーサルデザインに関する国・市の主な動向

年・月	国	市
平成6年6月	「ハートビル法」施行	
平成12年11月	「交通バリアフリー法」施行	
平成16年4月		「だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」施行
平成17年3月		「交通バリアフリー基本構想」策定
平成17年7月	「ユニバーサルデザイン政策大綱」策定	
平成18年3月		「福祉のまちづくり推進指針」策定
平成18年12月	「バリアフリー法」施行	
平成19年3月		「交通バリアフリー基本構想」追加策定
平成20年3月	「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」策定	
平成23年4月		「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」施行
平成26年3月		「バリアフリー基本構想」策定

※各法・条例等の正式名称及び概要は参考資料を参照

2 位置づけ

本指針は、「1 目的」で述べたとおり、分野横断的にユニバーサルデザインの基本的な考え方や取組の方向性などを整理し、市が率先して実践し、発信することにより、市民・事業者の皆様を含めた社会全体の取組として普及させ、定着を図ろうとするものです。

そのため、本指針は、「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」及び「同推進指針」、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」、「さいたま市バリアフリー基本構想」とは法体系上の直接的な関連はなく、基本的な役割も異なりますが、それぞれの取組の実効性を高めるため、相互に補完しながらユニバーサルデザインの都市づくりを推進してまいります。

■ 本指針と福祉のまちづくり推進指針との関係 ■

	ユニバーサルデザイン推進基本指針	福祉のまちづくり推進指針
指針の趣旨	分野横断的にユニバーサルデザインの基本的な考え方や取組の方向性を示す	福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進
対象	市 ⇒ 市民・事業者	市・市民・事業者
分野	まちづくりを含む行政サービス全般	主にまちづくり
推進方策	市の実践・発信と社会全体への普及・定着	市・市民・事業者の三者連携
共通点	ユニバーサルデザインの都市づくりの推進	

■ ■ 第2章 ユニバーサルデザインとは

1 ユニバーサルデザイン7原則

「ユニバーサル」は「すべての」、「デザイン」は「計画・設計・考え方」という意味です。つまりユニバーサルデザインとは、「すべての人が利用しやすい」「すべての人を思いやるまちづくり、ものづくり」という考え方であるといえます。

ユニバーサルデザインの考え方は、アメリカの建築家であり工業デザイナーでもあったロナルド・メイス教授らによって1980年代に提唱されました。「すべての人にとって、できるかぎり利用可能であるように、製品、建築物、環境をデザインすること」と定義し、『ユニバーサルデザイン7原則』を示しています。

■ ユニバーサルデザイン7原則 ■

原則1：誰にでも公平に利用できること（Equitable use）

誰にでも利用できるように作られており、かつ、容易に入手できること。

原則2：使う上で自由度が高いこと（Flexibility in use）

使う人のさまざまな好みや能力に合うように作られていること。

原則3：使い方が簡単ですぐわかること（Simple and intuitive use）

使う人の経験や知識、言語能力、集中力に関係なく、使い方がわかりやすく作られていること。

原則4：必要な情報がすぐに理解できること（Perceptible information）

使用状況や、使う人の視覚、聴覚などの感覚能力に関係なく、必要な情報が効果的に伝わるように作られていること。

原則5：うっかりミスや危険につながらないデザインであること（Tolerance for error）

ついうっかりしたり、意図しない行動が、危険や思わぬ結果につながらないように作られていること。

原則6：無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること （Low physical effort）

効率よく、気持ちよく、疲れないで使えるようにすること。

原則7：アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること （Size and space for approach and use）

どんな体格や、姿勢、移動能力の人にも、アクセスしやすく、操作がしやすいスペースや大きさにすること。

資料：THE PRINCIPLES OF UNIVERSAL DESIGN Version 2.0 - 4/1/97

THE CENTER FOR UNIVERSAL DESIGN North Carolina State University

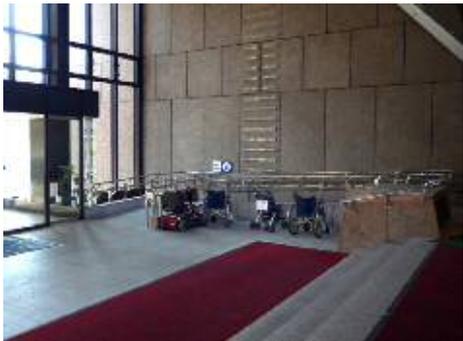
（日本語訳：古瀬敏、安澤徹也、柳田宏治、清水道子、堀川美智子） より引用

2 バリアフリーとユニバーサルデザイン

一人ひとりがその個性と能力を発揮し、自由に参画し、自己実現を図っていける社会を形成するためには、高齢者、障害者、妊婦や子ども連れの人などが、社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないことが必要です。

このため、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処する考え方である「バリアフリー」と、新しいバリアを生じないようにだれにとっても利用しやすくデザインするという考え方である「ユニバーサルデザイン」が必要であり、この両方を併せて推進することが大切です。

■ バリアフリーとユニバーサルデザインの違い ■

	バリアフリー	ユニバーサルデザイン
考え方	障壁（バリア）をあとから除去（フリー）する	障壁（バリア）をはじめからつくらない
対象者	特定の人 （主に高齢者や障害者など）	すべての人
整備の考え方	高齢者や障害者などが使えるように整備を加える	だれもが便利に使えるシンプルな整備を行う
求められること	一定の基準を満たす整備が求められる	より望ましい方法がないか、創意工夫する姿勢が求められる
事例紹介	 <p>車いす専用のスロープを設置</p>	 <p>はじめからフラットな出入口</p>
共通点	暮らしやすい社会をつくる考え方	

3 身近なユニバーサルデザインについて

私たちが、なにげなく利用・使用しているものの中にも、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたものがたくさんあります。

様々な人に対応します



高さの異なる記載台

簡単な動作で使えます

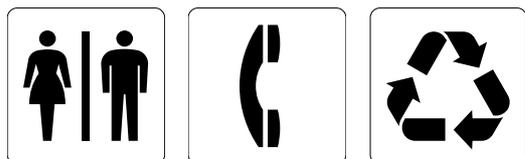


お金を入れやすく、
商品を取り出しやすい自動販売機

ひと目でわかります



数字や記号が大きく、浮き出している
エレベーターのボタン



直感的にわかるピクトグラム※

安心感があります



溝にはまってしまふことがなく、
すべりにくい歩道の側溝

※ピクトグラム…案内用絵記号。文字の代わりに単純な図で表現することで、言語に制約されずに内容の伝達を直感的に行うことができる。鉄道駅や道路案内サイン等で多く利用される。

第3章 指針の基本的な考え方

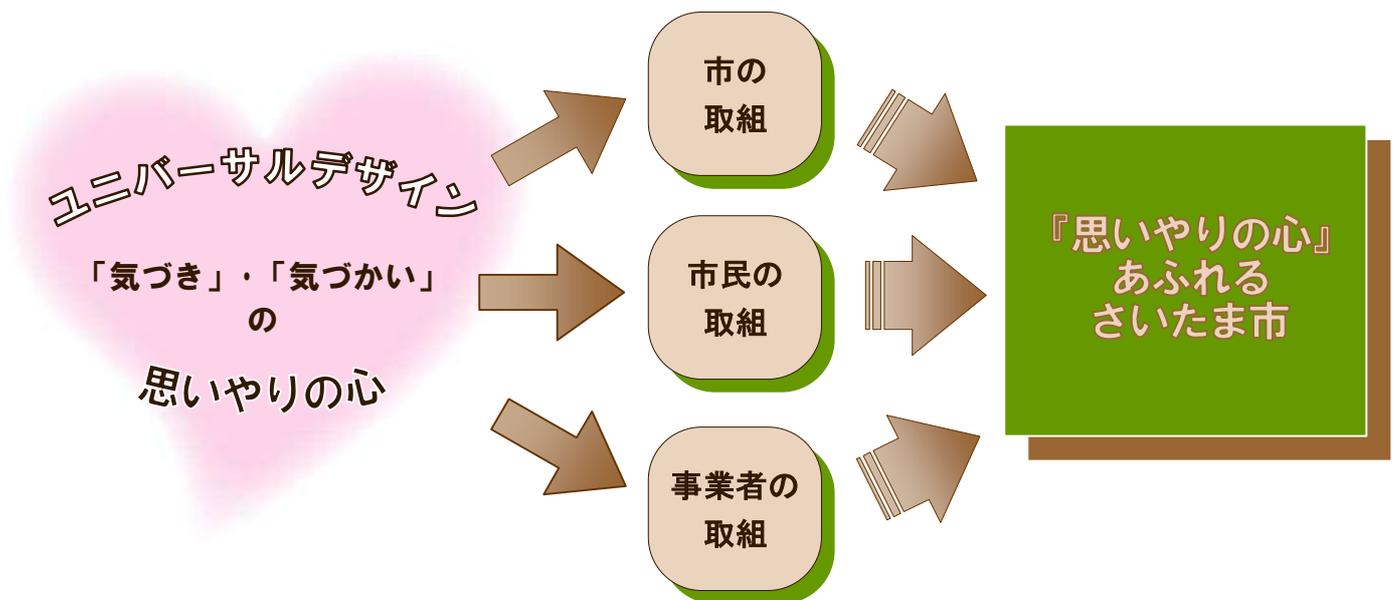
1 基本理念

『思いやりの心』あふれるさいたま市

ユニバーサルデザインは、もともとすべての人に配慮して計画・設計するという考え方ですが、これを行政サービスに生かし、満足度や信頼感の向上につなげていくには、ハード面では、設計を行う人や管理を行う人の「気づき」の心、ソフト面では、窓口対応での「気づかい」の心といった『思いやりの心』が大切です。

また、ユニバーサルデザインの都市づくりを推進していくためには、市のみならず、市民・事業者の皆様を含めたすべての人がユニバーサルデザインの考え方を理解するとともに、『思いやりの心』を形にしていくことが大切であり、社会全体で『思いやりの心』あふれるさいたま市の実現を図ってまいります。

■ 基本理念のイメージ ■



2 5つの基本方針

『思いやりの心』あふれるさいたま市につなげていくため、以下の5項目を市が取り組む際の基本方針とします。

▶ 基本方針1 職員の『思いやりの心』を育む

市がユニバーサルデザインの取組を率先して実践するためには、職員が常にサービスを受ける様々な利用者の立場で、「こうすればもっと利用しやすくなるのでは」、「子どものことも考えるとこうしたほうが良いのでは」、「外国の方がみえたときのことも考えてこんな案内もあったほうが良いのでは」など「気づき」、「気づかい」といった『思いやりの心』を持って行動することが大切です。

そこで、職員一人ひとりの『思いやりの心』を育むため、様々な機会や手段を活用しながらユニバーサルデザインの考え方を正しく理解し、実践できるようにします。



ユニバーサルデザインを
正しく理解し
『思いやりの心』で実践

▶ 基本方針2 すべての人にやさしいまちをつくる

すべての人が快適に暮らし、参加できる社会を実現するためには、建物や交通機関など公共的施設が安全で快適に利用できるだけでなく、まち全体が利用しやすい空間であることが大切です。

そこで、既存施設の改修や新規の施設整備などを行う際には、計画の段階からユニバーサルデザインの考え方や様々な利用者の意見を取り入れるとともに、事業実施の各段階でこれらの意見の確実な伝達を図ります。また、整備する際には、点や線ではなく、面として捉え、一体的・連続的に整備を行うことで、やさしいまちづくりを推進します。



利用者の意見を
もっと知り
一体的なまちづくりを推進

▶ 基本方針3 適切な情報・サービスを提供する

インターネットの普及など、情報化の進展によって生活の利便性が高まる中、だれもが、いつでもどこでも、必要な行政情報を気軽に得られるような環境づくりを進める必要があります。

すべての人に
『思いやりの心』で対応し、
適切な情報・サービスを提供

そこで、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、市報やホームページ、案内板などの様々な媒体による情報の発信・提供を行うことはもちろん、あわせて、公共施設での案内や窓口での接遇などについても、常に利用者の立場に立って見直しを行い、『思いやりの心』でわかりやすい行政サービスを提供します。

▶ 基本方針4 職員みんなで取り組む

より質の高いユニバーサルデザインの考え方に基づく取組を進めていくためには、職員一人ひとりの行動や各所管での取組はもちろんのこと、全庁が一体となって横断的に実践していくことが必要です。

情報の共有や
横断的な取組を実践

そこで、各職員や所管が持つユニバーサルデザインに関する事例や情報などを収集・発信し、意見交換しながら、全庁的に情報の共有化を図るとともに、常に創意工夫する姿勢を持ち、継続的に改善を進めるための仕組みづくりを行います。

▶ 基本方針5 市民・事業者に広く伝える

『思いやりの心』あふれるさいたま市を実現するためには、市が取り組むだけではなく、社会全体で取り組んでいくことが必要です。

そこで、まず市が積極的にユニバーサルデザインに取り組み、その事例や情報、必要性などを市民・事業者の皆様幅広く伝えるとともに、多様な主体による取組を支援するなど、社会全体での取組を促進します。



情報発信などにより
社会全体での活動を促進

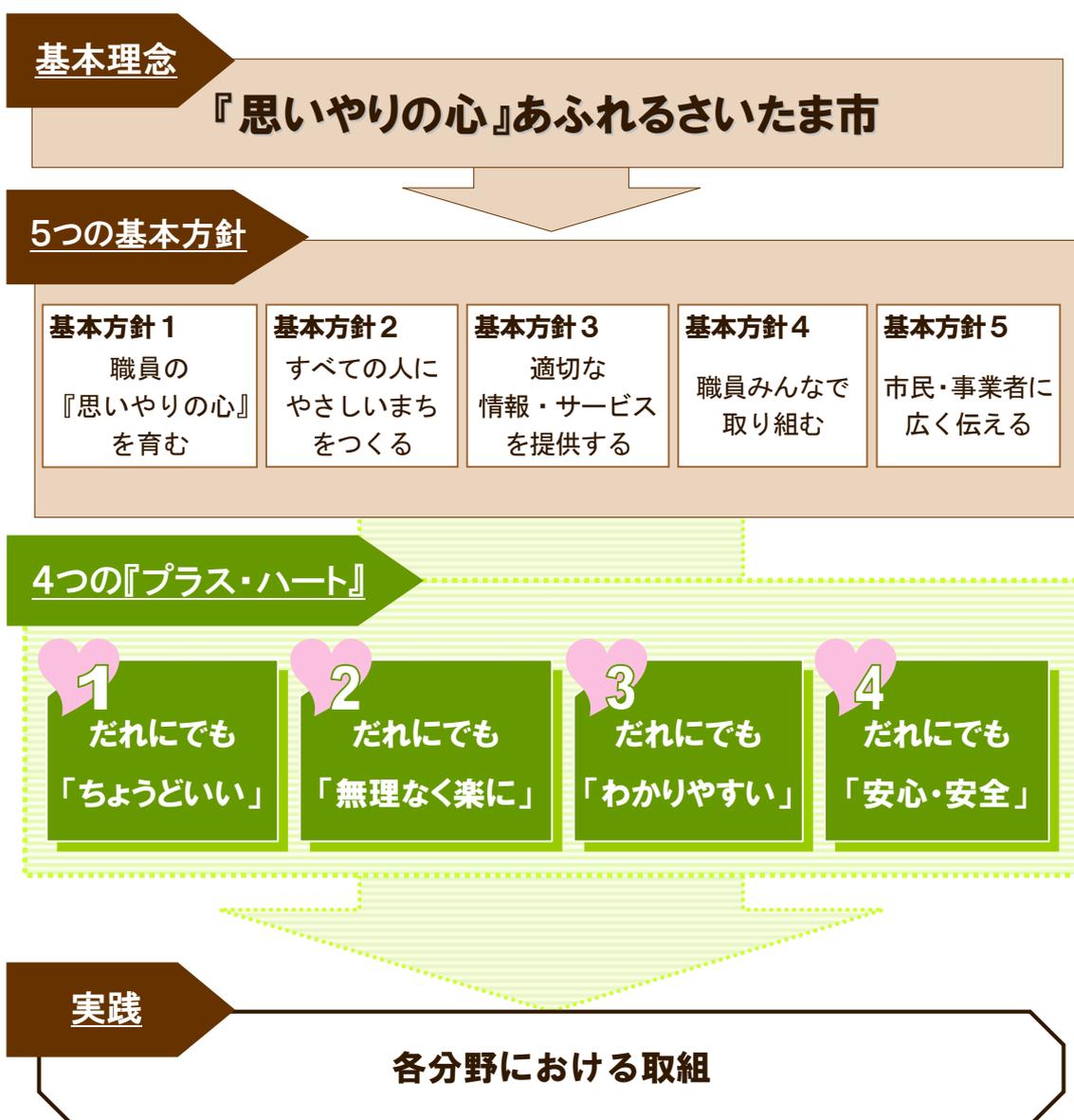
3 4つの『プラス・ハート』

ユニバーサルデザインを行政サービスで実践するため、「第2章 1 ユニバーサルデザイン7原則」を市独自に4つの『プラス・ハート』に読み替えました。

5つの基本方針に基づき、各分野で現行施策の見直しや新規施策の検討などを行う際には、常にこの4つの『プラス・ハート』で内容をチェックすることが必要です。

なお、この4つの『プラス・ハート』は、市民・事業者の皆様が取り組む際にも活用できます。

■ ユニバーサルデザインの4つの『プラス・ハート』 ■



1

だれにでも 「ちょうどいい」

様々な選択肢を用意したり、十分なスペースを確保することで、体格・姿勢・運動能力などに関わらず、だれもが、自由に使えるようにすることが大切です。専用の特別な施設ではなく、さりげなく、使う人に不公平さを感じさせないものが望まれます。

原則1: 誰にでも公平に利用できること

原則2: 使う上で自由度が高いこと

原則7: アクセスしやすいスペースと大きさを確保すること に関係



車いす利用者や子どもにも
対応した水のみ場



車いすでも困らないスペースと
歩行者の動線を確保した駐車場

2

だれにでも 「無理なく楽に」

複雑で長い動作や体に負担のかかる動作を減らすことを意識し、シンプルで楽な仕組みやデザインをつくる創意工夫が大切です。行政サービスにおいても、効率のよいサービスを提供することが望まれています。

原則3: 使い方が簡単ですぐわかること

原則6: 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること に関係



自動で水が出る水道



手続きが一元化したパッケージ工房

3

だれにでも
「わかりやすい」

高齢者、障害者、子どもや外国人などでも理解できるよう、視覚、聴覚、触覚など様々な感覚に対応した情報を提供するとともに、直感的に理解できるようなものや仕組みを考えることが大切です。

原則3: 使い方が簡単ですぐわかること

原則4: 必要な情報がすぐに理解できること に関係



様々な方法で情報を伝えるサインシステム



利用する研修室が
わかりやすい表示

4

だれにでも
「安心・安全」

人が生活する中で、意図しない動作やうっかりして間違った操作を行うことは、だれにでもあり得ることです。そのようなことがあっても、危険や事故につながらないような配慮が大切です。

原則5: うっかりミスや危険につながらないデザインであること に関係



自転車と歩行者を分離して
安全性を確保した歩道



一段ごとに色を変え
踏み外しを防止した階段

第4章 基本方針に基づいた市の取組

第3章で示した基本方針に基づいて、それぞれの取組の方向性を示すとともに、4つの『プラス・ハート』に留意した市の今後の実践例やユニバーサルデザインに関するこれまでの取組、市が作成している関連マニュアル・ガイドラインを紹介します。

なお、以下は市の取組などについて記載していますが、市民・事業者の皆様が取り組む際の参考としてください。

1 職員の『思いやりの心』を育む

♥ 取組の方向性

講習会や研修会等、ユニバーサルデザインについて学ぶ機会や考える機会を設け、職員の意識啓発を図ることによって、『思いやりの心』を育みます。

今後の実践例

- ◆ 有識者による講演会等の継続実施
- ◆ 職員による障害の疑似体験の継続実施

■ これまでの取組紹介

ユニバーサルデザインに対する都市局等職員の理解を深めるために、「バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方について」と題した講演会を開催しました。

日程：平成25年8月22日（木）
講師：川内 美彦教授（東洋大学）
演題：ユニバーサルデザインについての基本的な考え方
参加者：172名



2 すべての人にやさしいまちをつくる

♥ 取組の方向性

公共施設、公園、道路等の新規整備・改修等に当たっては、計画の段階から利用者を中心とした様々な方の意見を取り入れるとともに、設計・施工・維持管理の各段階において計画時の方針を確実に伝達するよう配慮し、バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの考え方が行き届いたやさしいまちづくりを進めます。

また、不特定多数の人が利用する公共交通機関や民間施設についても、事業者との連携により面的・一体的なユニバーサルデザイン化を推進します。

(1) だれもが利用しやすい施設づくり

今後の実践例

- ◆ 市民・利用者等の意見を反映した施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの施設整備の継続実施

■ これまでの取組紹介

北部拠点宮原地区では、地権者と行政の協力により広幅員の歩道を確保したり、公共施設と歩道が完全にフラットになっているなど、バリアフリーから一歩進んだ一体的な整備が行われています。

また、同地区内に平成 20 年 5 月に開館したプラザノースでは、階段、エスカレーター、エレベーターを並べて設置する、天井から大判の案内を吊るすなど、工夫された整備が行われました。



(2) だれもが移動しやすい道路や公共交通機関等の整備

今後の実践例

- ◆ 商店街等において、それぞれの実態に適した視覚障害者誘導用ブロックの設置、段差の解消等を検討し、ゆとりある歩行者空間を確保
- ◆ 生活道路を中心とした歩道の設置や段差の解消による、だれもが安心して歩ける道路の整備

■ 関連マニュアル・ガイドライン

さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例 整備基準マニュアル【福祉総務課】

市・事業者等を対象に、条例に基づいて定められた「整備基準」や「推奨基準」について、具体的な図解を加えながら解説しています。



(3) だれもが分かりやすい案内表示の設置（屋外）

今後の実践例

- ◆ 様々な在住者・来訪者に対応した案内標識等の設置
- ◆ 携帯端末（QRコード等）による情報提供の充実

■ これまでの取組紹介

大宮駅西口にさいたま市公共サインガイドラインをもとに案内板（モデル盤面）を設置しました。（右図）



■ 関連マニュアル・ガイドライン

さいたま市公共サインガイドライン【交通政策課】

ユニバーサルデザインの考え方を基本に歩行系の案内サインの統一を図る、公共サインの基本指針となるガイドラインです。（左図）

3 適切な情報・サービスを提供する

♥ 取組の方向性

市報やパンフレット、ホームページなど、市が発信する情報のユニバーサルデザイン化を進めます。

また、公共施設での案内や窓口でのサービス、接遇などについて、職員の対応能力の向上を図り、わかりやすく利用しやすいサービスを提供します。

(1) 様々な利用者に配慮した情報伝達手段の充実

今後の実践例

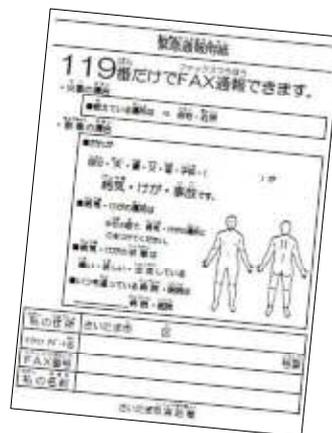
- ◆ 外国人向けの市紹介パンフレット、イベント案内の充実
- ◆ 申請書等の文字拡大やわかりやすいレイアウトの工夫
- ◆ 市の封筒や市職員の名刺のユニバーサルデザイン化

■ これまでの取組紹介

聴覚障害者などの緊急時の通報機能として、メール119番、FAX119番の運用をしています。(右図)

また、市のホームページにおいて、文字の拡大や音声による読み上げ機能、外国語ページなどを充実しています。

(左図)



■ 関連マニュアル・ガイドライン

分かりやすいホームページを作成するためのポイント【広報課】

各課がホームページコンテンツを作成するにあたり、各ページの標準化やユニバーサルデザイン、ウェブアクセシビリティを考慮したページの作成が可能になります。

(2) だれもが分かりやすい案内表示の設置（屋内）

今後の実践例

- ◆ 施設誘導サインの効果的な配置
- ◆ 公共施設の案内表示等の多機能化、多言語化のさらなる拡充

■ これまでの取組紹介

平成16年にオープンした公共施設の複合拠点であるシーノ大宮センタープラザでは、生涯学習総合センター、桜木公民館、桜木図書館など、施設によってテーマカラーを分け、モニター付きの案内サインや大きなピクトグラムでわかりやすい案内を行っています。



(3) だれもが利用しやすいサービス等の提供

今後の実践例

- ◆ 様々な利用者に配慮した窓口対応マニュアルの作成
- ◆ 高齢者、障害者等に対応する観光ボランティアの育成
- ◆ 障害の有無・世代・国籍に関係なく参加できる環境をつくり、イベントを実施

■ これまでの取組紹介

図書館やホール、北区役所等の機能を複合化したプラザノースでは、入り口付近に総合カウンターを設け、利用者の利便性を高めています。



4 職員みんなで取り組む

♥ 取組の方向性

ユニバーサルデザインの庁内推進体制を確立します。また、各所管の取組や創意工夫の情報を収集・発信し、庁内横断的な取組に発展させるとともに、次の取組につながる継続的改善（スパイラルアップ）の仕組みを構築します。

今後の実践例

- ◆ さいたま市プラス・ハート委員会の運営
- ◆ 各所管や先進自治体などのユニバーサルデザインに関する取組や創意工夫の情報を収集し、庁内に情報発信

■ これまでの取組紹介 ■

●公共サインの基本指針として「さいたま市公共サインガイドライン」を策定する際に、関係所管課からなる庁内検討会を設置しました。

●本市のユニバーサルデザイン推進のための課題を検討するため、政策局内の全職員を対象にアンケート調査を実施しました。

●継続的改善の一環として、交通政策課、福祉総務課において、駅や駅周辺の大規模改修及び新設工事をする際に、障害者等の当事者による「まち歩き点検」等を実施しています。（右図）



5 市民・事業者に広く伝える

♥ 取組の方向性

ユニバーサルデザインの考え方に基づく市の施策を広く発信・PRすることにより、市民や事業者のユニバーサルデザインの考え方に基づく取組の促進を図るとともに、多様な主体による取組を支援します。

今後の実践例

- ◆ 市のユニバーサルデザインの考え方や取組をまとめたホームページの作成
- ◆ ユニバーサルデザインマップの作成
- ◆ 青少年を対象としたイベントでユニバーサルデザインのPRや高齢者、障害者の疑似体験を実施
- ◆ 市民・事業者によるユニバーサルデザインの考え方に基づくボランティア活動への支援
- ◆ 市民・事業者によるユニバーサルデザインの取組の紹介・表彰

■ これまでの取組紹介 ■

さいたま新都心ふれあいプラザを拠点とし、まちの紹介や障害者のサポート、障害の疑似体験学習などを行っている「バリアフリーまちづくりボランティア」を県と共同で支援しています。

なお、同ボランティア団体のホームページでは、施設やサポートサービスの紹介をしています。

<http://www17.ocn.ne.jp/~furepura/>



第5章 今後の進め方

総合的かつ継続的にユニバーサルデザインの取組を率先して実践していくための庁内体制づくりを行うとともに、利用者の声を反映させた各種行政サービスの継続的改善や情報発信などにより、社会全体に普及させ、定着を図ります。

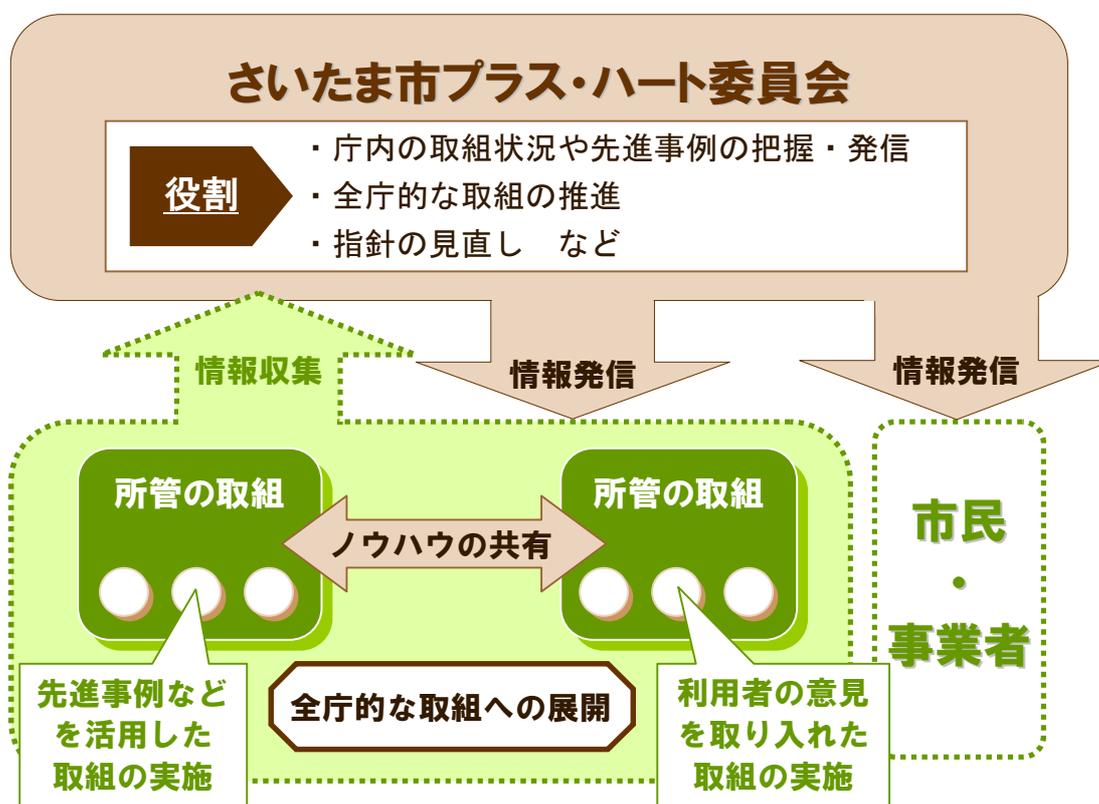
1 庁内推進体制

本指針を策定するために、庁内関係課からなる「ユニバーサルデザイン推進基本指針策定庁内検討委員会」を設置しましたが、これを継続的に発展させた「さいたま市プラス・ハート委員会（以下、「委員会」という。）」において、総合的な取組を推進します。

委員会では、ユニバーサルデザインの推進に参考となる庁内の取組状況や先進事例などの情報を把握し、庁内及び市民・事業者の皆様へ発信します。

また、ユニバーサルデザインに関する考え方を理解し、4つの『プラス・ハート』をどのように取組へ反映しているかをチェックするなど、全庁的にユニバーサルデザインの考え方や取組を展開させていきます。

■ 庁内推進体制のイメージ ■



2 社会全体への普及・定着

すべての人が快適に暮らし、参加できる『思いやりの心』あふれるさいたま市を実現するため、行政サービスの推進にあたっては、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、4つの『プラス・ハート』で施策を率先して実践し、Plan・Do・Check・Actionのサイクルによってさらに良いものに進化させていく継続的改善（スパイラルアップ）を行います。

なお、本指針や庁内推進体制についても、必要に応じて改善を図るなど内容の充実を図ります。

また、各段階で様々な利用者の意見を取り入れることや、取組の情報を広く発信することなどにより、社会全体にユニバーサルデザインの普及・定着を図ります。

■ スパイラルアップのイメージ ■



参考資料（p.1 の法令等の解説）

●ハートビル法

正式名称は、「高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」。平成6年6月に施行され、平成18年12月施行のバリアフリー法に統合された。

デパート、ホテル、店舗、飲食店など不特定かつ多数の人の利用する建築物の建築主は、建物の出入口、廊下、階段、トイレ等において、例えば段差のない出入口や自動ドア、幅の広い廊下、ゆったりとした勾配の階段や手すり、障害者用の便所や駐車場、スロープなどを設置し、高齢者や身体障害者等が安心して気持ちよく利用できるよう努めなければならないとしている。

●交通バリアフリー法

正式名称は、「高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」。平成12年11月に施行され、平成18年12月施行のバリアフリー法に統合された。

高齢者、身体障害者、妊産婦等が公共交通機関を利用した際の移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、公共交通事業者により鉄道駅、バスターミナル、旅客線ターミナル、空港旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機等のバリアフリー化を推進するとともに、鉄道駅などの旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づいてバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することを定めている。

●ユニバーサルデザイン政策大綱

平成17年7月に国土交通省が発表。「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた生活環境や連続した移動環境をハード・ソフトの両面から実現するための、5つの基本的考え方と10の施策を示したもの。この考え方を踏まえて平成18年にバリアフリー法が策定された。

また、10の施策の一つとして、人々の意識にある障害者や高齢者、外国人等に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因するバリアをなくす「心のバリアフリー」を推進することとしている。

●バリアフリー法

正式名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。ユニバーサルデザイン政策大綱の考え方を受け、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合し、内容を拡充する形で平成18年12月に施行された。

対象者、対象施設、基本構想制度の拡充、基本構想策定時の当事者参加の促進を図るための措置、スパイラルアップの導入や心のバリアフリーの促進等のソフト施策の充実等によって、より一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するもの。

●バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱

平成20年3月にバリアフリーに関する関係閣僚会議において、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進に関する政府の基本的な方針として決定。

基本的な考え方を示すとともに、6つの分野ごとに、基本方針、目標・達成期間、具体的な施策を掲げている。目標は、関連する計画等に定められているものに加え、今後の施策の展開に当たって指標となるものが新たに設定されている。

●さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例

平成16年4月制定。建築物、小規模建築物、道路、公園、公共交通機関の施設、旅客車両、公共工作物、住宅等を設置する際の整備基準を定めるとともに、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる「福祉のまちづくり推進指針」の策定や、福祉のまちづくりの推進に関する基本事項を審議する「福祉のまちづくり推進協議会」の運営を位置づけている。

●さいたま市バリアフリー基本構想

交通バリアフリー法とハートビル法を統合拡充したバリアフリー法が施行され、移動等円滑化の促進に関する基本方針が改正されたことを受け、「さいたま市交通バリアフリー基本構想」を「さいたま市バリアフリー基本構想」として平成26年3月に改定。

高齢者や障害者等のすべての人々が自立した生活を送れるように、建築物や公共交通機関、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本構想(法に基づく重点整備地区の基本構想—大宮、北浦和、浦和、さいたま新都心・北与野、武蔵浦和、岩槻の6地区、それ以外の市内各駅等の周辺を対象に、重点整備地区に準じた推進地区の基本構想—25地区)を定めている。

●さいたま市福祉のまちづくり推進指針

平成18年3月策定。さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例第7条の規定による。福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針であり、市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりに取り組み、だれもが住みよいユニバーサルデザインの都市づくりの実現を目指すもの。

●さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

平成23年4月施行。通称は「ノーマライゼーション条例」。障害のあるなしに関係なく、誰もが安心して生活できる地域社会の実現を目指すもの。

障害のある人に対する差別や虐待を禁止するとともに、障害のある人の自立と社会参加を推進するために必要な事項を定めている。

さいたま市 ユニバーサルデザイン推進基本指針

発行日：平成21年3月策定（初版）

平成26年4月（第2版）

編集・発行：さいたま市政策局政策企画部企画調整課

この指針は2,000部作成し、1部当たりの印刷経費は、100円です。